内閣府

〇総 務 省令第二号

文部科学省

地 方 公 務 員 等 共 済組 合 法 (昭 和三十七 年 法 律第 百五 十二号) 第百 四十六条の 規定に基 一づき、 地方公

務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 命令を次のように 定め る。

令和二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

文部科学大臣 萩生田光一

総理府

地

方

公務

員

等

共

済

組

合法

施

行

規程

の —

部

を

改

正

す

る

命

令

地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 昭昭 和 三十 七 年 文 部 省 令 第 号) 0 部 を 次 \mathcal{O} よう 12 改 正 する。

自治省

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺZ 改 め る。

| 一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、 | い。 の者であつた者に係る厚生年金保 であつた者に係る厚生年金保 であつた者に係る厚生年金保 をらない。ただし、死亡に際し、 の者であつた者に係る厚生年金保 第九十一条の四 [同 | (被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等) 及び基礎年金番号 「二・三 略」 「二・三 略」 「二・三 同上」 | に、この限りでない。 | 改正後 |
|--|---|--|--------------|-----|
| 一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号 「二・三 同上」 (組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) (相合員証等) (相合員証等) (相合員正当年 (以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)であつた者で短期給付にの被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)であつた者で短期給付に力十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療(組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) (組合員証等) | | 扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等) は大養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等) は下「個人番号」という。) 以下「個人番号」という。) 又は基礎年金番号 一三 同上] 一三 同上] 日上] 日上] 日本 日本 | 期間を有する者の届出等) | 改正前 |

2 第百三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定に 第百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる 3 2 三 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町 一 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日 ばならない。 よる決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなけれ 条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。)に提 事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給 出しなければならない。 条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九 を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあ こととした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百 つては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせる 二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五 [一·二 略] 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない 三 5 五 一の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である 三~五 (遺族に対する一時金の決定の請求) (支払未済の給付) 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。 三~五 略] 場合には、基礎年金番号) は法定相続情報一覧図の写し 村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又 証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による という。 記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受け 略 た同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し(以下「法定相続情報一覧図の写し」 略 略 略 除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は不動産登 第百三十条 第百二条 [3 同上] 2 同上 三 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町 二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡 二の二 死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号(当該給付が退職等年金給付である 二・二 同上 三〜五 同上] [一~四 同上] 三~五 同上] [一同上] [一~] 同上] (支払未済の給付 (遺族に対する一時金の決定の請求) 三~五 同上] [同上] した年月日 場合には、基礎年金番号)又は個人番号 村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本 証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による 同上 同上

四~八 略

[3·4 略]

(公務遺族年金の決定の請求)

第百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようと する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、 基礎年金番号及び死亡した年月日

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又

請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町

三~十二 略]

三 ~ 十

は法定相続情報一覧図の写し

[3·4 略]

(年金受給権の消滅の届出

第百六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(公務障害年金を受け る権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又 構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 だし、年金受給権者が死亡したことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機 を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。た 者は、遅滞なく、次に掲げる事項(受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。 年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した は法第九十六条第二項、第百二条第一項第二号若しくは第三号、第百七条第一項第五号若 十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法(昭和二十二 しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。)は、その遺族、法第四

二 〈 匹

略

附則

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由と 載した請求書を組合に提出しなければならない するものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記

一 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

四~八 同上]

[3・4 同上]

(公務遺族年金の決定の請求)

第百四十七条 同上

同上

一 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡 した年月日

三~十二 同上]

同上

2

一 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町 [一同上]

村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

三~十 同上]

[3・4 同上]

第百六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(公務障害年金を受け は、この限りでない。 公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき 合に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が死亡したことにつき、組合が地方 者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組 年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した は法第九十六条第二項、第百二条第一項第二号若しくは第三号、第百七条第一項第五号若 る権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又 十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法(昭和二十二 しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。)は、その遺族、法第四 (年金受給権の消滅の届出)

2 同上 [一~四 同上]

附 則

(旧職域加算遺族給付の決定の請求)

第十八条 同上

[一同上]

一 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡 した年月日

2 2 第二十八条 改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりな 第二十五条 改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算 3 3 3 額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなけれ 合に提出しなければならない。 より年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組 おその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法を 一 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町 ては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)第四十七条第一項の規定に いい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつ 一 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号 ばならない。 三~四四 一 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号 三~四 [三~八 略] [一・一の二 略] [三~七 略] [一・一の二 略] 三~十 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 三~七 (支払未済の給付) 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 報一覧図の写し 明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情 証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続 村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又 情報一覧図の写し は法定相続情報一覧図の写し 略 略 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による 死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証 略 略 第二十八条 第二十五条 3 [3 同上] [3 同上] 二 請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町 一 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号 二 受給権者の氏名、 三~四 三~八 同上 三~七 同上] [一・一の二 同上] [二~四 同上] 三~七 同上] [一・一の二 同上] 三~十 [] 同上] (支払未済の給付) (改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付) 明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本 村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本 証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本 同上 同上 同上 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による 死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証 同上 同上 同上 同上 生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

附

則